

令和5年第9回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年9月21日 午前9時30分

閉会 令和5年9月21日 午後11時00分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

平野 敬祐

石川 博正

青山 みか

深谷 明

石川 万里子

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第41号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第42号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第43号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙4件
議案第44号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
報告第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙2件
報告第29号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	別紙3件
報告第30号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	別紙5件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和5年第9回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は11番委員と2番委員にお願いします。
それでは、議案に入ります。議案第41号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、保全管理されている状態でした。
譲受人の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付けされておりました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 9月15日に5番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 11番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第41号は可決いたします。引き続きまして、議案第42号1番案件、地
法第5条の規定による農地転用許可申請について、事務局の説明を求めま
す。

事務局 議案第42号1番案件について説明します。
申請地は間米町地内です。
汚水等排水は便槽により処理し、吸上車にて定期的に吸い上げ、隣接農地
に流れ込まないようにします。洗車場は水洗いのみとし、洗剤等は使用しま
せん。洗車した水と雨水は浸透アスファルトによる処理とし、U字溝から浸透
枳に集水させ処理します。
また周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対策する旨
の記載もあり、万一周辺農地に被害を及ぼした場合には申請者にて責任を持
って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許
可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めま
す。

5番委員 9月15日に11番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員で申請地の
現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

11番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 11番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

9番委員	水道は引くのですか。
事務局	そのように聞いております。
議 長	他の委員の意見を求めます。
6番委員	コンクリートブロック等が無いようですが、周辺農地へ水が流入する恐れはありませんか。
事務局	敷地内には傾斜をつけ、周辺農地には流入しないようにする土地利用計画となっております。
6番委員	面積が大きいですが、柵のみで対応可能なのでしょうか。
事務局	担当部局に特定都市河川浸水対策被害対策法が提出されておりますので、そちらで審議されています。
議 長	他の委員の意見を求めます。
1番委員	敷地内に舗装はされますか。
事務局	浸透アスファルトで舗装します。
1番委員	法面はどうする予定ですか。
事務局	草生え状態のまま、造成等を行わないと聞いております。
1番委員	雨等で崩れてしまわないかが心配ですので、転用事業者に伝えてもらうことはできますか。
事務局	それでは、転用事業者に意見を申し添えておきます。
議 長	他の委員の意見を求めます。
	異議なしの声あり
議 長	それでは採決します。議案第42号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第42号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第42号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第42号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は整地のみで、周りの農地に水が流れないように小堤を設置します。
雨水の処理については、最終櫛で集水し、南側の側溝へ放流します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 9月11日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。ただ、水がどこに流れるのかが気になります。

事務局 前面側溝に流れる予定です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第42号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第42号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第42号3番案件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第42号3番案件について説明します。

申請地は栄町地内です。

土地造成については最大90cm程度盛土を行い、乗り入れ以外の敷地外周は法面緑地で囲い、コンクリートブロック3段から5段を設置して土砂等の流出を防ぎます。

汚水排水は浄化槽により処理し、既設水路へ放流します。

雨水は敷地内側溝から集水桝にて集水し、地下貯留施設から既設水路へ排水します。

建物は平屋建てで、日照通風等には影響を及ぼさないように対処します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 9月14日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 1番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第42号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第42号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第43号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第43号についてですが、説明の前に利害関係者である委員の退室を

求めます。

(委員退室)

事務局

議案第43号について説明します。

1番案件、2番案件が新規契約分、3番案件、4番案件が更新契約分となっています。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長

事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長

それでは採決します。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長

議案第43号は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長

引き続きまして、議案第44号、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第44号案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長

事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長

それでは、農用地利用計画の変更はやむを得ないものとして意見を付すこととします。引き続きまして、報告第28号、第29号、30号について報告願います。

事務局

報告第28号、第29号、第30号について説明

議 長 以上のとおり、報告第28号、第29号、第30号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時00分）。